

職域サポート積金

令和3年3月22日現在

商 品 名	・ 金利優遇定期積金「職域サポート積金」
販 売 対 象	・ 職域サポート制度※を導入した事業所に勤務する経営者・従業員の方（パート・アルバイト・非正規雇用社員の方でも可） ※適用対象となる従業員等の同居家族を含む ※職域サポート制度 当金庫が事業所と合意のうえ、従業員の方の福利厚生や取引深耕を目的として、当該事業所の従業員の方等に対して各種取引の金利優遇等を行う制度。
期 間	・ 6か月以上7年以内
預 入 (1) 払 込 方 法 (2) 払 込 金 額 (3) 払 込 単 位	・ 定期または数回にわたり掛金の払込みができます。 ・ 原則、普通預金等からの自動振替となります。 ・ 1,000円以上 ・ 1,000円単位
払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
給 付 補 填 金 (1) 利 回 り (2) 給 付 補 填 金 の 支 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 固定金利 ・ 契約時に店頭表示のスーパー積金年利回りに0.005%上乗せし、満期日まで適用します。 ・ 給付補填金（お受取り利息）は満期日以後に一括して支払います。 ・ 給付補填金は、付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金	・ 個人の給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （なお、マル優はご利用できません。） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
手 数 料	_____
付 加 可 能 特 約 事 項	・ 原則として「総合口座」の担保とすることができません。

<p>中途解約時の 取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原則として満期日前の解約はできません。 満期日前に解約する場合は、解約日における店頭表示の普通預金利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
<p>金利情報の 入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金利はホームページでご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードもしくは窓口へご照会ください。
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 別表（※）のとおり受付けております。 ※ 別表「苦情・紛争等の受付窓口」
<p>その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 掛込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の対象預金となります。 預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本1,000万円までとその利息が対象となります。 <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>